

東京都介護職員・介護支援専門員 居住支援特別手当事業について

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

令和7年2月

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（事業概要）

事業目的

- ✓ 令和12年度には約4万7千人の介護職員の不足が見込まれる中、介護ニーズは増大
 - ✓ 都はこれまでも、介護職員の処遇改善を国に対して求めてきたが、住居費の高さなど、東京の実情が反映されていない状況
 - ✓ 都として対策を充実・強化し、一刻も早く介護業界からの人材流出に歯止めをかける
- ➡ **国の見直しが講じられるまでの間、都が居住支援特別手当を支給**



事業概要

【対象職種】

介護保険サービス事業所に勤務する介護職員・介護支援専門員

【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上）

【事業イメージ】

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての介護職員等を支給対象とする

【手当額】

月額1万円（勤続5年目までの介護職員には1万円を加算）



・ 補助金は審査後、その年度の手当の支給予定額及びその金額の15%(社会保険料事業者負担額分相当)を前払いで交付します。

【事業の概要】

介護職員等の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、都では生活の基盤である住居費などが高いことに着目し、居住支援特別手当を支給する事業者を支援

- ・ 介護職員等の処遇の改善を目的とし、介護職員及び介護支援専門員に月額1万円（法人勤続5年目までの介護職員は1万円加算）を支援します。
- ・ 通常の住宅手当とは違い、**居住の形態にかかわらず、一定程度介護及び介護支援専門員の仕事をしている職員はすべて対象**となります。
- ・ また、**既存の手当に充当することは認められません**。必ず新たに「居住支援特別手当」を創設し、支給して下さい。

【対象事業所】

介護保険サービス事業所であり、下記に記載する事業所

1	介護老人福祉施設	11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	介護老人保健施設	12	夜間対応型訪問介護
3	介護医療院	13	(介護予防) 認知症対応型通所介護
4	訪問介護	14	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
5	(介護予防) 訪問入浴介護	15	看護小規模多機能型居宅介護
6	通所介護	16	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
7	(介護予防) 通所リハビリテーション	17	地域密着型特定施設入居者生活介護
8	(介護予防) 短期入所生活介護	18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
9	(介護予防) 短期入所療養介護	19	地域密着型通所介護
10	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	20	居宅介護支援
		21	介護予防支援

- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームは、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合に対象となります。
- ・特定施設入居者生活介護の施設で、介護業務を委託している場合であっても、委託元の事業所を運営する法人からの申請であれば、対象となります。
- ・都内の指定管理施設（本事業の対象事業種別）はすべて対象になります。

【対象職種・条件】

介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員、計画作成担当者

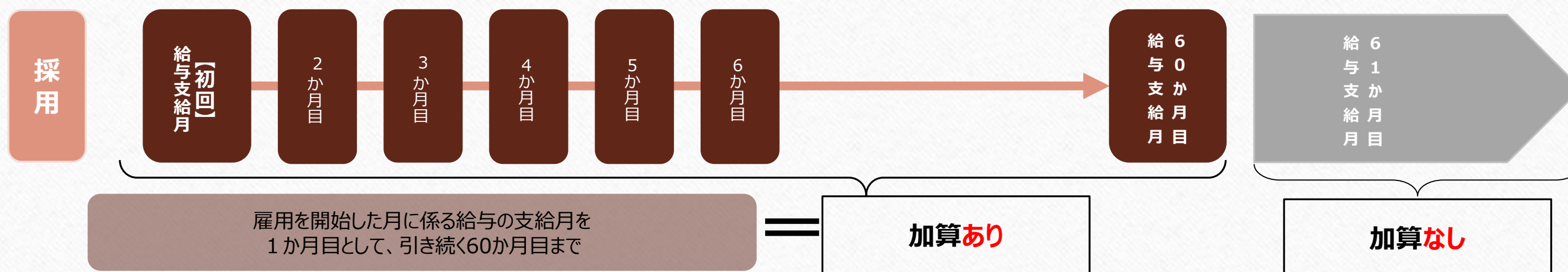
- ・対象は常勤職員及び非常勤職員です。**所定労働時間又は実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上**の職員で、上記対象職種の職務として人員配置されていれば、対象となります。
- ・**役員（法人代表者を含む）**についても、週20時間以上又は月80時間以上、介護職員（訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員を含む）又は介護支援専門員（計画作成担当者を含む）の職務として人員配置されていれば、対象となります。

※ ただし、役員の場合は手当の支給ができませんので、実績報告の際、勤務実績の分かる書類を提出していただきます。

【法人勤続 5 年目までの加算】

勤続年数が同一法人内で 1 年目から 5 年目までの介護職員へは月額 1 万円を加算

- ・ この加算は、雇用を開始した月に係る分から**引き続く 60 か月目に係る分まで**が対象となります。
- ・ 介護支援専門員（計画作成担当者を含む） 及び役員は、勤続 5 年未満でも加算の対象にはなりません。



【事業イメージ（初年度の場合）】

まず、給与規程（就業規則）を改定してから、東京都に補助金を申請
申請の際には改定した給与規程の添付が必要



給与規程改定（手当創設）

- ・ 本補助金を初めて申請する法人は手当支給の初回のみ遡及払い可能（補助金の交付を受けてから手当を支給することも可能）です。
- ・ 手当支給の2回目以降は月例払いが基本です。

【手当の創設】

補助金の申請には、まず居住支援特別手当を創設し、給与規程（就業規則）に記載、労基署への届け出が必要

- ・ 手当名は「居住支援特別手当」として下さい。また、都の補助条件に沿った手当と分かるよう「**東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱**」に準拠して支給する旨を記載して下さい。
- ・ 当該事業の対象者以外の対象（介護職員以外の職種等）に独自に支給する場合は、都の手当とは別の名称の手当により支給して下さい。

【手当の創設】

〈給与規程の記載例〉

第〇条（居住支援特別手当）「東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」の運用に準拠し支給するものとする。

この手当の支給は「東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金」の交付対象となる期間とする。

2. この手当の支給額は次による。

- 一、「東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」第7条4（1）に当たる支給額 10,000円
- 二、第7条4（2）に当たる加算額 10,000円

※あくまで記載例になりますので、文言は法人内でご検討下さい。

※本スライドは、介護分の記載例です。障害分とは異なりますのでご注意ください。

【補助金の支払い方法】

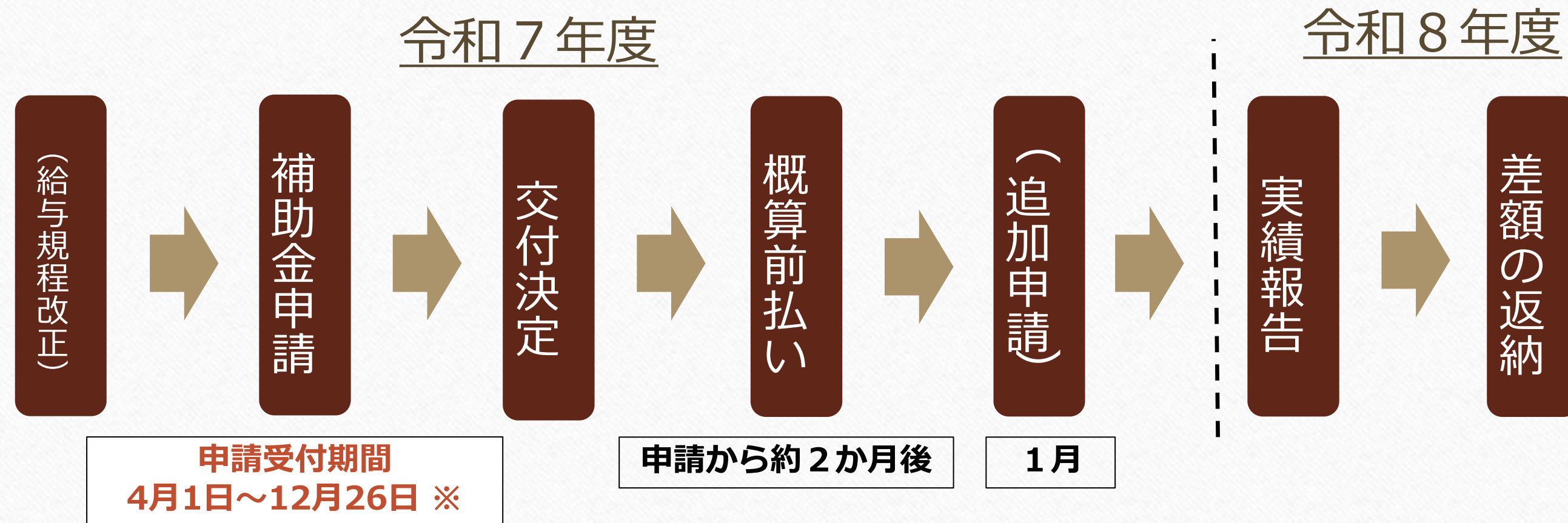
補助金は手当の支給予定分を概算前払い
翌年度、実際の支給額に応じて精算・返金が必要

- ・ 補助金はその年度の手当の支給予定に基づき申請します。審査後、**支給予定額及びその金額の15%（社会保険料事業者負担分相当）**が前払いで支払われます。
- ・ 実際の手当の支給額が確定したら、翌年度実績報告を提出し、余った金額の返納が必要になります。

【令和7年度補助金 申請スケジュール】

補助金の申請受付は**令和7年4月1日から同年12月26日まで**

※ 既に本補助金により居住支援特別手当を支給しており、早期の受付をご希望の場合は、令和7年3月上旬に先行して受け付けます。



- ・ 申請できる月数は、**最大12か月分（4月分から翌年3月分まで）**です。
- ・ 追加申請（変更交付申請）が必要な場合は、令和8年1月に受け付けます。
- ・ 申請は法人ごとに行ってください（事業所ごとではありません）。